

## 油座の一二について

長沼, 賢海  
九州大学

<https://doi.org/10.15017/7174444>

---

出版情報 : 九州文化史研究所紀要. 8/9, pp.1-16, 1961-03-15. KYUSHU BUNKWASHI KENKYUSHO, KYUSHU UNIVERSITY

バージョン :

権利関係 :



# 油座の一二について

(当研究所所集の史料に拠る)

長 沼 賢 海

## (一) 箱崎八幡宮領油座

◎ (イ) 油座の起り。箱崎八幡の所領油座は室町時代を通じて変わらないが、其の起原が略々明瞭である点が面白い。之れに關する史料としては、同神社文書に「御油座文書写」一冊あり、文書の性質上、奥堂氏に相伝せらるべきもので、奥堂氏が亡びたようであるから、文書も伝わらない。ところが或る時代に同八幡の人がこれを書写して同社に伝えた、それが此の写しの文書である。充分に読み得なかつた者の試みであつたが為めか、大分誤写があるようである。座の史料としては山城離宮八幡の文書とともに、まとまつたものでは貴重な文献である。以下専ら此の文書写に導かれて述べる。

此の座が同八幡の神領となつたのは建武中興の際、朝廷から同社に寄附されたものゝようである。次にかゝげる同八幡発行の下文のような御油神人職補任状がある。

八幡宮崎宮寺

補 任 御油神人職事

藤 次 郎 貞 光

右以人補任彼職、可相従少少神事之状如件、以補

油 座 に つ い て

建武元年十二月十八日

知 事 法 師

(以下社官社僧十五人の署名略す。宮崎宮印十八を押す)

これが同座の社領となつた最初の行政文書である。恐らく此の前間もない時代に油座が社領となつたものである。社領寄進の際附属の代々の証文もつけられてあつたらしく、其の内右文書に遺つて居るものが太宰府守護所の下文二通である。鎌倉幕府創立当時の政変による座の支配権の移動を示すものである。

守護所下 宗上五郎別当光友(神判)

可早任先例并寄進旨、為国安御分御座衆事。右件座事、

故種直入道之時、為御座□□□□云々。仍彼座衆等注交名、所進寄文也、

然□□先例并寄文之状、可為国安油座衆也。□又□反之間、津々関

々、不可有其煩之状、如件

嘉祿二年九月十四日

大監大中臣朝臣口

(以下大監、監代等府官八人の署名略す)

之れより後約八十年、太宰府守護所が佐伯守継を座衆に補任した時の下文は左の如きものであり、原田氏のあと所領の相伝が明かにされる。

大宰府守護所下 佐伯守継(神判)

可早任先例、為国安油座衆事

右件座者、依為原田少式種直入道没官跡、為鎌倉殿御分、仮名国安所令奉行也者、早守継可為彼座衆、且管内諸国往反之時、任先例、不可有津々関々煩之状、如件

嘉元二年八月二日

大監惟宗朝臣（花押）

（以下大監、権大監、少監、権少監、監代等五人の署名略す。）

右両通の文書に依て、座は原田種直の領有であつたのが、原田が平氏に味方したのか、没官領として鎌倉幕府の領分（御分）となり、仮名国安（仮名の意味明かでない。通名とでもいうべきものか、氏姓を明かにせず）なるものが座の支配者（奉行）となつて国安油座の名が出来たのであろう。その時から宗上五郎が座衆であつたので、座衆の交名帳や寄文を太宰府守護所に提出して座衆を安堵されんことを願出た結果、嘉祿二年の下文となつたのではあるまいか。ここで宗上五郎の上の字が、何か読み違ひではあるまいかと思う。又別当とあるのはどの別当か分らない。若し八幡の別当（当八幡にも大宮司のつぎに、俗別当が居た）であれば、建武以前既に八幡と国安油座とは連絡があつたと考えなければならぬが今姑く不問に附しておこう。

守継に与えられた座衆の補任状は、宗上五郎の事には少もふれていない。宗五郎の後は絶えて終つたのか、或は其の子孫とならべて守継も座衆にされたのか、判然しない。猶ほこゝで注意すべきことは宗上五郎も佐伯守継も、たゞ座衆に補するとのみあるが、座衆の交名帳を提出したり、油の諸国の関津の自由勘過を保証されて居るところ等から見て、座衆の主宰者であつたように思われる。室町時代の座の座親とか座子とかいう組織がまだ固つて居なかつたので、たゞ座衆とのみあるのではなからうか。

◎ (四) 座親奥堂家の沿革。 室町時代を通じて奥堂家は座親として終

始した。奥堂は旧博多市内で町名として今に遺つて居り（博多駅前近く）地名から起つた屋号のようなものである。本姓は大賀氏であつたようである。（この事後に亦述べる）前述せる建武元年神人職を神社から補任された藤次郎貞光とはいかなる関係のものか、又は全然無関係の者か不明である。奥堂神人補任の最初の状に

八幡宮宮崎為御油人間、任課役御公事、補任可閣之由、依仰執達如件

嘉慶元年四月五日

左京亮（花押）

奥堂右馬太郎 殿

とあり、左京亮は他の文書により、草壁左京亮であり、永享六年卯月二十日、宗茂直から、奥堂氏に宛てた書状に「諸事草壁に申付候」とあるから宗氏の被官であることが明かである。此の文書には誤脱等あり、「油人」は「油神人」なるべく、本文も「任補任：課役公事を聞く」云々とあり、文句を顛倒しなければ意味が通じない。此の右馬太郎の次の彌次郎（後に彌次郎大夫）が応永の末から、永享中の人、其の次の左衛門大夫（後左衛門太郎）が嘉吉、文安中の人、其の次の右馬大夫が文明中の人、其の次の左衛門大夫が明応、永正、享祿天文中の人である。一代としては長すぎるから、或は左衛門大夫と称する父子二代であつたかも知れない。其の次の彌次郎が元龜年中の人、以下分らない。左衛門、大夫と彌次郎との間に、源左衛門（永祿中）というのが居たかも知れない。（此の事後亦述べる。）

油神人の油は正しく燈油とある文書もあり、箱崎八幡宮寺の神仏燈明油の意であることは云うまでもない。神人又は神人職ともいわれる。だが、神人という職があるわけがなく、他の諸大社の例から見ても神人は称号であり資格に過ぎない。勿論神人の資格は神社の保護を保証された

名であることも勿論であり、おでいりの武家、商人に与えられている。職は燈明油の支配職であつて、これを「油役人」ということもある。

(嘉吉三年四月三日附大内氏被官連署の奉書) 此の油職に対して座という言葉はこの文書には出て来ない。鎌倉時代のように座衆という言葉も見られない。たゞ文安二年二月四日、宗盛家の下知状に「座子」とあり、永祿十三年霜月吉日、御油座中法度之事に座とあるばかりである。けれども此の二つの文書で奥堂は座の親方、即ち座親と通称され、座衆は座子と称されたであろうことは他の例に準すべきである。そして座親は正式には油政所と号したのである。其の文書は重要であるから左に示す。

油政所座子可致成敗事、任先例、船持者子、家内之内者に可売、別家者、請政所左衛門太郎儀可売、若背此条輩者、堅可処罪科也、然者三社灯油無懈怠可奔走、仍為後日之、状如件

文安二年二月四日

盛家(花押)

奥堂左衛門所

こゝに座子に対する親方の職権の一部面に関する重要事実を物語っているが、それは後述に譲り、こゝでは三社の燈油の保証を命じている点について注意したい。三社は箱崎八幡の外、櫛田神社、住吉神社併せて三社であることは、永享十年二月十六日附け、大内氏の被官と思われる河内山式部頭某が奥堂彌二郎大夫に宛てた書状に「篁崎宮、櫛田、かいとを(買通)され候節、刈萱関過越事」を部下の役人に對し、堅く申含めるとある。刈萱関は太宰府の府内から府外に出た所にあつた関所である文明十二年に宗祇が九州旅行中此の関を通る時のことを「関守立ち出でて、我が行末を怪げに見るもおそろし」(筑紫道記)とある。今も其附近の狭い地域を小字関屋といふ、この関を出て上方への第一往還(駅

油座について

路)は(国衙今の太宰府町字通古賀で、こゝでは古賀は国衙のなまりである。通の古賀は国衙通の意であろう)を経て、最所の宿駅葦屋駅に達するのである。こゝに太宰府天満宮の一の鳥居がある。それは府が名目上天満宮に移転し、自然今の太宰府(天満宮社頭)町が府内になった頃、旧太宰府の西の入口の関に、新太宰府即ち天満宮の一鳥居を建たものであろう。中世は太宰府天満宮社頭の最も繁昌した時代であつたから、物資の通関も多く、関錢も相当なものであつたかと思われる。右永享十年の文書は其の免税状である。之れに拠れば、奥堂の油座は箱崎の外他の二社の燈明油を保証して居り、その報償として三社の名に依つて油や其の原料を田舎から買い集めたものゝ刈萱関の自由勘過をゆるされた事が解かる。近年まで博多の油屋は附近の田舎を歩き廻つて油や蠟の原料を買い集めたものであつたことは其の経験者であつた故太田清藏氏の昔物語りであつた。こうした博多の三大社を背景とする座の親方であるから、政所と号した事も理解できる。

三大社を背景とすると云つても、勿論箱崎八幡専属の座であつて、其の燈明油を納める位では、座親のお宮に對する奉仕の全部ではあり得なかつたであらう。奥堂は博多奥堂の家の敷地は畠地と云う名儀になつて居たが、内訳は畠一町五反半、屋敷は方一町であつたことは嘉吉三年の大内氏奉書に明かであり、そしてそれには博多内篁崎領畠地とある。文安二年の宗氏の書下には「篁崎御領御油神人」とあるのは神人を所領するという意味ではないので、油神人は神人の組織する座を意味する。所領の畠地というのもその地にある座を意味するのであるから、座としては領主に對し燈明油の奉納だけではなく、多分の年貢を納めて居たのであろうが、其の点は判然しない。

座親も座子も油商であるばかりではなく、各方面に商勢を張って居たようである。戊子（応仁二）入明記に此の年発船、文明元年に帰った遣明船は、第一号船は幕府、第二号船は細川氏、第三号船和泉丸は大内氏であった。大内船の経営は多く博多商人の手にあった如く、乗組みの商人（客人衆）の内、千貫文衆（船載貨物の運賃千貫文を支払う者）五百貫文衆の名簿がある。それ等は大内船の客人衆だけであって、博多方面の商人と思われる者が多い。

#### 千貫分（注略す）

|               |             |               |                |              |
|---------------|-------------|---------------|----------------|--------------|
| 今熊野<br>純藏主    | 正等<br>松侍者   | 稟藏主口入<br>良心   | 新左衛門<br>兵五郎    | 正等<br>又五郎    |
| 法喜<br>藤次郎     | 畠中<br>助次郎   | 新小路<br>新三郎    | 平左衛門<br>綱庭     | 右馬大夫<br>正使口入 |
| 町<br>四郎左衛門    | 源次郎<br>五郎次郎 | 陶殿口入<br>太郎左衛門 | 辻<br>孫三郎       | 良意           |
| 同（和泉丸客人）      | 五百貫文衆       |               |                |              |
| 相国寺<br>達藏主    | 岸代<br>安藤    | 相国寺<br>元都寺    | 竜明坊<br>集安      | 薩屋<br>孫三郎    |
| 左衛門五郎<br>船頭口入 | 源三郎         | 深沢<br>勢阿弥     | 左衛門五郎<br>左衛門四郎 | 二条町<br>神六    |
|               |             | 船頭口入<br>太郎九郎  | 右馬大夫<br>後藤     |              |
|               |             |               |                | 四郎太郎         |

右の内綱庭、澳堂、今熊野は博多に同町名がある。澳浜は沖浜であり、博多港の海岸一帯をいゝ、或は北の浜とも云った。辻は博多の辻堂の辻であり、たゞ市とあるのは、博多の市小路の市であらう。薩屋は筑前薩屋で、摂津ではあるまい。澳堂の馬大夫は千貫文衆であり、五百貫文衆でもある。一人で二人分の積荷を有して居るのは外になく、これは前に述べた箱崎油神人馬大夫であることは勿論である。此の外にも右の博多商人の中にはこの座衆の神人である者も居たであらう。

澳堂はこうして商運を内外に張って居たらしく、奥堂の彼れの家居は

相当の威勢を呈して居たらしい。彼れの奥堂の屋敷は畠地二町五反半とあるが、其内家居敷は方一町とあり、他は畠地一町五反半とあるが、これも畠地名儀の倉庫敷地などであつたろう。そして前に述べたように八幡御領の名を有して居たのであるから、神域の待遇を与えられたらしく、文安二年二月日、宗盛家の制札に「禁制奥堂左衛門所、右宗風仁、其外方より、小用などいたす者あらば、即ちうしん（注進）あるべし」とある。彼れは此の外博多猿船にも諸役受除の屋敷三箇所を有し、犬馬場にも屋敷を有って居たようである（応永三十三年卯月廿日生石親輔書下等）

◎座の組織。座の組織という程の事は分らないが、若干それに関連する様な事を考えて見たい。前に引用した文安二年の宗盛家の左衛門太郎に宛てた下知状に政所として座子を成敗する先例に由る権限の一つが述べられて居る。則ち座子の権限は必ずしも平均ではなく、其の内の船持衆というのは船を所有して居て広く商売する者と船持ちでない者とは差別があつた。船持衆は帆別銭に類するようなものをお宮に納めるなど、より多くの奉仕をするところがあつて、優遇されたのであらうか。

船持衆の家族は油売買權を認められたらしい。前掲文安二年の文書に「家内之内に可売」とあるのは、家の内の者として商売することを許すの意と解すべく、家の者が家の者には、別に油を売る必要はないと思う。而して別家をすれば、政所（座親）たる奥堂家から請け売りをしなければならぬというのであつたようである。永享十二年八月四日附け、宗盛国の下知状に「博多宮崎油請売買輩事、不随政所之由、其間候、不可然候」とある。

座の組織の一端を知るべき史料に左の如き文書がある。

御油座中法度之事

- 一 旅油見合、押取、為座中可存之事
- 一 売胡麻在之時、難為少分、見合候衆、等分可分取之事
- 一 船持衆之外油はやし、不可出之事
- 一 油売斗別、油屋ニ不可置之事
- 一 船持衆之外油すめべからざる事

右条々任先例相定畢、若有背此旨仁者、座中不可准之、仍狀如件

永禄十三年霜月吉日

大神源左衛門 勝秀

大神 新太郎

大神 彦五郎

大神 善三郎

大神 助七郎

(九)  
灯継跡

第一条は博多以外の地方から流れて来る暗み油は、見つけ次第（見合はせに）押収して座として処分することを定めた。「存ずべし」というのは座の所存として、処理するの意であろう。第二条油の原料とする胡麻は之れを見付けた座衆が均等分することを定めた。勿論これも旅胡麻であろう。第三条船持座子の外ははやしを出すことを禁じた。博多の名物に松噺というものがあつた。小松内府平重盛の徳をたゞえて起つたという伝えである。はやしの文句に「松や、松や、小松や」という言葉があるところから起つた伝説であろう。室町時代の初めの頃から、正月に一般に行われたもの、博多では処の豪商などがめい／＼催したものであしく、油座のものは船持ちでなければ、それを催すことを禁じたのである。第四条は油斗別の意味は解し得ない。斗別と音読みにするのか、「はかり別け」とでも読むのか解らない。計量器にちなんだ油店のしるしでもあろうか、明治時代まで酒店のしるしに杉の葉の丸く切つた束

が店頭につるしてあつたが、その類のものか。離宮八幡の文書に座外の油屋が恣に油木（或は油器とあり）を樹てる事を禁ずることがある。これも解らないのであるが、斗別も油木の類か。博多の古老にたづねて見たい。第五条の油すめべからずの仮名書きの六字は、字体が甚だ分明でないが、一応すめべからずと讀んだ。蓋し船持座子の外は、精油を許さぬというのであろう。最後の違反者は座中に准ずべからずと云う用語は適當でない。准ずべからずは座子と認めないということ、即ち座中より排斥するの意であろう。此の法規は一般の座のまとまつた申合わせ法規として、現に伝わるものでは珍らしいのではないであろうか。室町時代の初頭前後、諸国の治安が甚だしく弛むようになると、武人社会に於ても、亦商人仲間に於ても、自ら衆団的に自衛の策を構ずるようになり、私に衆団の申合わせ法規のようなものが現われた。老生が専ら研究に心がけて居る大船廻法などもこうした社会状況の所産である。この座中法規は其の一つとしても、興味の多いものである。そうした点で此の文書の連署名に注意したい。日附けの下、即ち最初の署名者が座親ではなからうか。惜しいことには、文書の終りに「打継跡」とあるから、文書の奥が失われているのである。自然署名者の連中としては五人の外にまだあつたものと思われる。最初の署名者が座親で、代表者のようなものであつたので、特に源左衛門だけが本名を記載して居るのであろう。さて又外の四人が皆大神姓を称して居る点に注意したい。失われて分らない若干名も、恐らく大神を称して居たであろう。果して事実座子一同が大神姓であつたろうか。博多三傑といわれる中に大賀九郎左衛門道句がある。大賀姓も今は大神と書くものはないようであるが、もと／＼大神が正しく、天平頃其の名をあらわした宇佐八幡の神主に大神朝臣杜女あ

り、普く北九州に播って居る故氏族である。奥堂家も大神であつたろう。但し大賀道句は之れとどんなつながりのある事か分らないが、恐らく同族のものであらう。神屋宗湛の先きと思われる神屋寿禎、同二郎太郎、同彦八郎、船頭神屋主計等の名が天文の遣明使策彦の博多往来に出て来るが、(策彦和尚入明記)大神の名は見えない。奥堂代々の証文類には、源左衛門は見えて居ない。或は元龜年中の彌次郎の前の世代の者であつたらうか。疑問として前に述べた。

肥前の松浦源氏の一党は本姓はそれ／＼同じくないのであるが、党として、連盟の一員としては皆松浦源氏を称して居たのである。それと同じような意味で、座中一同大神を称したものかも知れない。或は座親と同族であるということが座子の権利を守るために利する所があつたのかも知れない。

## ㊦ 大山崎神人油座

◎ ㊦ 大山崎神人座の起原と日使の神事。 大山崎油座の主要史料は同地離宮八幡の文書である。文書総数約二百八十通、其の大半は油座に関するものであるが、座という言葉も、之れに関連した名目もかつて此の文書(以下此文書は離宮八幡文書をさす)にはあらわれて居ないのである。一般に座というものは、其の起り、及び其の性質が多種多様であることを思わしめるものがあり、それだけ興味も多いのである。恐らく此の油座は初めから経済組織として生れたものではなく、石清水八幡の神人等の地区的組織が、種々の因縁に養われて座の経済的本質をもつようになり、ついには其の本質を逸脱して荘園的存在となり、神人の組織が地区的住民全体に拡り、時世の勢に駆られて一揆的な性情を有し、室町幕府を中心とする守護地頭及び其の以下の新旧勢力の攻防の間に介在

して、封建的な勢力となった。此の変遷は他の多くの座とは頗る異なるものがあるようである。

石清水八幡の神人は其の数も多く。経済的にも相当の足場をもって居たようである。戦国時代から江戸時代の初めの頃、大体に於て石清水八幡附近に住んで居た神人の数は五百九十人(古事類苑引く雪月花)八幡宮全体の御朱印領は、七千余石、その内本頭神人三組あり、総人数五十余人で其の高合して千三百〇七石、脇頭神人が二組あり、総人数約百人、其の高合して六百八十九石余であつた。(同書引く京都御役所向大概覚書)大山崎の神人は右の内には這入て居ないようであるから、総神人の数は猶ほ多かるべく、其の組織も様々であつたらう。左の文書は大山崎神人の由来を簡単に述べたもので、本考全体に関する重要文書(豊臣氏時代)であるから、左に引用する。(石清水文書六)

### 大山崎神人注進事書

一 当所者、八幡大菩薩宇佐より此地へうつらせられ、其の宮今に嚴重也、勅使にて八幡山(男山)へ御遷座也、当所之侍致供奉候、其儀式日頭(日使)之祭是也、其後此へ勅定ありて、勅使代として勤申候也、頭人者少将代、役者者隨身以下之代也、よって守護不入之所也、公方様御代々御判在之事

一 西岡所々在々買得分田畠之事、自往古無相違事

一 城州、摂州所々散在買得分之事

信長様御朱印、関白(秀吉)殿様御判被成下候、右之神事重役候間、神物之条、御免除忝存たてまつり、致御祈禱事

十一月六日

大山崎

注進の主眼は日使神事の頭役の由来と売得田の確保の訴えにあった。而してそれにも増して主要な権限であつた本社八幡宮内殿の燈油料の支配ということには全然言及していない。又売得田以外の所領についても

訴える所がない。これは二つの事が当時既に影が薄く、過去の事になっていたのである。其の専ら注進せんとしたのは、大山崎が守護不入地になった由来として、本社八幡の日使の神事に就いて説明して居るのである。日使の神事に関する知識のない自分は右の縁起に依て多く教えられる所がある。神事の日取りは四月三日である。これを本社八幡の行事に当って見ても、其の謂われがよく分らない。保延六年正月本社火災、（一部ならん）追って造宮、同宮放生会に准じて遷宮祭の行われたのが、同年四月二日であった。これが祭日の起原かも知れない。神事の起りは、曰わく僧行教が宇佐八幡を勧請し来たって、一時山崎離宮（嵯峨天皇の離宮、即ち河陽宮）の「辺に」朝野群載所収石清水八幡宮護国寺略記）行在、やがて男山に鎮座した。其の際山崎の侍（神人）が供奉し、其の神事の頭役が少将待遇、以下の供奉者は其の隨身格であった。云々。これが日使神事と山崎神人との関係であることがわかる。此の神事と山崎神人との関係は長くつづくのである。これに関連して山崎神人等に何等かの役徳があったかどうか、甚だ分明でない。反対に相当の納附を本社にしなければならなかった。之れに関する史料は此の文書には一通も見えて居ないが、石清水文書三に

#### 室町幕府奉行衆下知状写

善法寺雜掌申、大山崎日頭役両頭用途事、以其足、被付八幡宮造宮料之處、  
於此頭者、<sup>(マ、)</sup>先に更無退帳条、以地足五百貫文、可奉加之、於武百貫文、去年  
中致社納之、相残分者、<sup>可合爲同日、別社家納中後、其少分</sup>至当在致沙汰、其以後、一向無社納云々、以外之次第也、所詮今月中無皆済者、可被入讀責之由、所被仰出候、状如件

永正十六

五月十六日

(齊藤カ)

時基判

(松田)

秀俊判

油座について

#### 大山崎惣庄中

日使神事の頭役が二人（本頭、脇頭の二人か）あり、其の役務の用途（経費）としての収入があったようである。それに関する史料は此の文書にも、石清水文書にも所見がない。

応仁の大乱後諸秩序が乱れ、都鄙の交通が困難となって頭役の経費もなくなつて、社納が停滞したのである。或は宛名にも惣社とあり、大山崎が一揆的な存在となつた結果、社納を踏み倒すことになつたかも知れない。

猶ほ右造宮料は毎年納めるものとしては多すぎるように思える。永正五年本社が火災に罹り、大永六年に遷宮祭が行われて居る。永正十五年と云えば、造宮の最中かと思われる。或は右五百貫文は臨時の造宮料かと思われる。それにしても相当額であり、大山崎として集める用途の高も相当であつたといわなければならぬ。大山崎神人座は油座というよりは、日使神事の神人座とでもいふべきもの、ように思われる。所が此の役はあまり歓迎されないむづかしい役目であつた。

日使神事の頭役を勤仕する者はしばしば之を回避して居る。明德元年宮内彦次郎がこれを拒否したのが此の文書に見える日使神事に就いて起つた問題の最初であつて、明德三年六月三日附けで右京大夫の奉書を以て右の人物にこれを任命して居る。彦次郎は容易に命を奉じなかつたことがわかる。次に明德五年四月二日、左衛門佐署名の幕府の奉書に「花胡麻買之段無子細」仍て左近将監の父往阿彌に頭役を勤仕せしめんことを命じて居る。又応永二十一年八月九日、沙彌某署名の奉書に「就油商売、令差定成吉入道子貞処、難波云々」とあり、油商売に就いてあるだけで、明瞭でないが、明德五年の文書の文言を参考すれば、油売りの

権限を添えて、其の頭役を勤仕せしめようとしたと解すべきであろう。

永享二年にも尾州山田莊道宗なるものも頭役について異儀に及ぶとある。享徳三年には紀州藤代の左近衛門なる者が熊野の神人と号して此の役を勤めることを洩って居る。其の前年十二月二十三日には、檢校准后の令旨を熊野山別当に宛て、左近衛門に頭役を勤仕することを命ぜしめて居り、其の外の手もつくされて居ても、彼れは命を奉じないのである。此の神事の渋滞は重大事件とされたく、次の下知状がこれを説明して居る。

石清水八幡宮日使役、近年難渋盡事、明春嚴密可被仰旨、被成院宣畢、可退散閉籠之趣、可被加下知大山崎神人等之由、所被仰下也、仍執達如件

寛正五年十二月八日

尾張守

当宮 檢校法印御房

後花園上皇の院宣は前日を以て下され、此の文書の中にある。右文書の内容により、漸く頭役になる者がなく、神事が行われず、神人がこれに対して八幡宮に閉籠して抗儀して居るらしい。神輿神木の内裏侵入は持ち出し坐込みであり、閉籠は社内坐込みである。何れも強訴であり、為めに公武には随分の精神的威嚇であったことはいうまでもない。

頭役の本社に対する負担については、相当のものであったことは前に述べた。それを補う意味で油商買をかねしめたいらしい。それでも彼の役勤仕の負担にはつりあわなかったであろう。応永十八年六月二十九日附け幕府の下知状に拠れば、播磨国坂越庄の掃部男が此の役に難渋し、応永八年以来闕怠し居るので、成敗を加えんとしたところ、同人は逃亡して終った。しかし来月十五日迄には参洛せしめて、役目を全うせしむべし、若し応じなければ「親類ならびに傍輩に相懸け」ても就任せしめ

ようである。而して掃部男が逃亡したことに對して「無理之所致歟、不可不誠」とあるのは、役目遂行の困難に對する反省ではないかと思う。又此の文面から考えると役というのは役料の負担でもあるようである。でなければ其の親類や知人に相い懸ける、課するということが解せない。とにかく寛正五年のこの事に関する閉籠事件以後日使神事の頭役に関することが此の文書に全く見えなくなる。それは大山崎として、此の神事に関係することが衰えて終ったのかも知れない。しかし大山崎の特権の由来する根元として、此の神事が重視されたことは前にあげた神人の注進状でも明かである。猶ほ又此の頭役が山崎神人以外、地方の商人らしき者の、任命されている事がある。

◎(四) 胡麻商買権の確保。此の文書の中で油神人の権限に関する最初の内容は、貞応元年十二月の庁宣である。之れに依て保証された権利の内容は「交易油以下雑物往反不破関」の勘過だけで、同年同月十七日附けの関東施行がついて居る。最初ゆるされたものは不破関の勘過だけで、無論油だけで雑物とあるのは主として油の原料である荏胡麻をさすのであろう。この後七八年、八月七日(延慶二年か三年)附け六波羅時敦、貞顕署名、左京権大夫入道宛て書状には、淀、河尻、神崎、渡辺、兵庫以下諸国津料とあり、山崎を中に東西の主要諸関の自由勘過に拡大された。正和三年十月十日附け執権相模守署名六波羅宛ての御教書と、これに附随する同年十二月七日附け六波羅の施行には「諸国所津料」と抽象的に保護された。

当時摂津の兵庫、一洲、渡辺の三箇津の関所支配は二分され、其の半分は東大寺料、他の半分は住吉神社造宮料となつて居り、兵庫嶋置石は東大寺八幡料となつて居り、神崎及び渡辺は播磨の福泊の福泊島の修固

料（福泊港の修築予算）となつて居た。渡辺の関は既に東大寺と住吉神社で半分づゝ領有して居るのであるから、福泊修固料は更らに其の一部に喰ひ込んでいたのであらう。察する所天王寺の支配権も渡辺か一洲の関料の一部に這入っていたらしい。

西の方では兵庫を始め、淀河々上の諸関が確保されるとともに、東の方では、不破関の名はあげられず、多くは天津、坂本があげられて勘過される。これは室町時代の終りに至るまで変りはない。既にして年代不明赤松円心が赤松帥律師に宛てた書状には、去年十月播磨国荏胡麻商賈之事去年十月其沙汰書下を成す所、叙用せず、剩へ買置くところの荏胡麻等を、中津川方として百姓権守左近二郎、左近三郎男が抑留せるよし、速かにその抑置く商賈物を返附せしめ、百姓等を召進ずべしと伝えている。播磨国内の荏胡麻商賈は、大山崎神人の取得した権益となつたようである。又応安六年八月十日幕府は石清水八幡宮檢校の訴に依り、阿波国荏胡麻商賈の違乱を禁じ、吉野河諸津の勘過を妨げることが禁じ、先規に任せ荏胡麻を商賈せしめた。そして其の下知状には、内殿御燈料阿波国荏胡麻商賈と明記し、其の妨げの禁止を、右のごとく先規に従えとある。又貞治五年九月二十四日、幕府は山崎神人の訴えに依り、孫七左衛門尉、熱田宮田中の住人右衛門次郎入道宇阿彌等の胡麻商賈を禁じ、子細を究明せしめた。（同日附け將軍義詮下知状）尾張国に於ても油商賈の独占が認められて居たようである。又嘉慶二年三月五日、幕府は和泉国向井の住人夜又次郎（以下略）等が油木を七箇所に建て「新儀交易」をすることを禁じ、油木の破却を命じた（同日附け御教書）又永和三年十二月十二日、幕府は摂津国堺庄の住民助五郎（以下略）等の荏胡麻商賈を禁じ（同日附け下知状）又永和四年十一月十二日、播磨久

岐庄内道祖少路に散在する土民が油木を建て、新儀交易することを禁じた（同日附け下知状）

油以下諸国の自由勘過と諸国油以下商賈の独占との間には、甚しき利権の相違があるのであるが、其の商賈独占を許されたのは右の事実ではまだ判然しないものがあるが、左の証文に依て始めて山崎神人の諸国油商賈が保証されるのである。

石清水八幡宮大山崎神人等申、諸国荏胡麻油商賈事、依内殿燈油備進、当神人進止之条、旧例云々、仍自方々停止油運送、令免除諸役之由、可相触等之状如件

応永廿一年八月十三日

当宮檢校法印御房

こゝに問題は旧例に任せとある点である。正長二年八月十三日幕府は右の権限を再確認する下知状には、旧例を具体的に示して永和元年十一月十五日、明德三年十二月廿六日、応永二十一年八月十三日の御判とあるが右にかゝげた御判を除き、其の前の二通とも此の文書の中に遺つて居るが、永和元年の分は兵庫以下諸関の勘過、明德の分は既に述べた通り、大山崎の地域に就いて申言し、其の地域内の段錢を免除され、且つ兵庫関以下の勘過が認められただけで、諸国胡麻商賈の事には全くふれて居ないのであるから、「旧例云々」という文句もこれに疑いを存した曖昧な表現なのである。此の応永二十一年の判物以後、永祿十一年十一月九日附けのものに至るまで六通正長二、康正三、延徳二、文亀二、大永二、天文十七あり、殆んど將軍代々が諸関勘過と胡麻商賈の独占権を保証して居る。此の離宮八幡の文書の中には公家の証文は僅かに三通であるが、其の最後が後柏原天皇の繪旨である。そして内容は燈油料作胡

麻の諸閥違乱を停止するとのみあり、胡麻商買や大山崎地区の諸權益などには一言も及ばず、これを貞応元年の院庁下文と比較すれば、不破閥を諸閥とあるのが相違するのみ。故にこの論旨は鎌倉時代以来の正しい權益を再確認するばかりである。自然この間に神人等が確得した山崎地区の特権や胡麻等の商買権は武家が許容したものである。

商買という用語は鎌倉時代から室町時代の初めまで用いられ、其の後には延喜式にあるが如く商売と書くことが多くなった。今大略原文に従っているが、時には無意識に混用したこともある。猶ほ類語として売買、交易、まれに商業などの語が通用された。

◎い 商権の地方拡大。 諸国胡麻商買という諸国の範圍を考えたい。諸国と云つても日本全国ではなく、尾張、美濃、和泉、紀伊、備前、阿波、伊予等十箇国である。勿論此の範圍の国々は商買権に関する衝突事件の起つた国々で無事に商買が行われ、書類として遺らない国々もあつたと考えられないこともない。右の国々は不破閥以東の近東の国々に限られ、東海及び北陸には及んで居ない。西は淀河筋から内海に出で、南海及び山陽の一部に及んで居る。河と海との水路の便がしからしめたもので、淀河がこの商勢を養う大動脈である。以下十箇国内に於ける状況を考える。

摂津では正和四年、天王寺の領所木村の住人七郎男及び願得法師等が兵庫閥以下同国の諸閥に於て、山崎の荏胡麻等若干を押収した。幕府はそれを神人に糺返せしめた（正和四年十月九日沙彌道覚請文、同年同月九日藤原盛親請文、同人注進目録等）此の事は摂津国内に於ける神人の商買権に関することには及んでいなかったが、天王寺との交渉はこの辺から始ることを紹介したのである。嘉慶二年三月和泉国向井（堺の北

郊、今大阪市内）の住人等と同国安松（泉南郡）の宮内太郎等住吉神社の油神人と号し、油木を立て、新儀の交易を営んで禁止された。住吉神社との交渉がこの頃から始るのである。こゝで最も興味のあることは住吉神社にも油座があつて、それと衝突している点である。又同年同月、同国我孫子の住人法師太郎、同国山内の住人四郎太郎、同国喜連（何れも同国東成郡）の住人四郎<sup>マ</sup>郎男等も亦住吉神社の油神人と号して油木を立て、新儀交易をした。何れも油木を破却され、商買を禁ぜられた。（何れも同年同月五日附幕府下知状二通）又応永四年にも道祖小路、天王寺木村、住吉、遠里小野、同二十一年にも同上の各地に於て恣に油木を立て「非分商売」することを禁じ、「神人等の商業」を全うすべきことを令している。木村は天王寺領とあるから、こゝに山崎神人と天王寺との衝突は絶えなかつたのであろう。其の他の各地は住吉神社關係の地と思われる。事件は必ずと云つてよい程全面的に山崎神人の勝と判ぜられるが、猶ほ事件のくりかえされる事から見れば、幕府の判決通りには実行されなかつたことが分かる。猶ほ両者の間に油に関し、特別の事件があつた。此の文書中に左の如き一通が遺つて居る。

石清水八幡宮大山崎神人等申、去年六月十二日、於住吉浦漂蕩船積物、内殿御燈油荏胡麻事、住吉百姓等於取散分者、任先例、堅致糾明、悉大山崎方所返付之狀如件

応永六年七月廿一日

沙弥定景（花押）

こゝに漂蕩物とあるのは寄船流船の荷物であつて、それは總べて住吉神社の修理料とされたのは上古以来の風習と思われる。住吉大明神神代記に載つて居る荷前二処幣帛浜等本縁に「右荷前并幣帛浜等、昔氣長帯姫皇后所奉寄也、爰三韓國調貢、從此川運進、而漂没、此川仍有制不運

漕、從吾川運送、因茲為幣帛浜」とあり、此の浜にて流船寄船となったものゝ積載貨物は住吉神社の所料となり、船を改めて吾川によりて東進したのであらう。この事は筑前宗像神社に於ても、中世迄行われたことである。三韓船の九州に出入した時代の九州に於ける風習が、住吉神の東遷とともに摂津住吉神社の神事ともなった古代の遺風であらう。住吉神社ではそれが絶対不変の神事としてこの頃までまだ続いていたものらしい。漂蕩物は百姓が私したものではなからう。こうした葛藤に於ても石清水神社を笠にきた山崎神人の勢力は住吉神社を圧倒したものと考えられる。此の外摂津では永和三年堺の北荘の住人助五郎、持宝、持円等の油商買を禁ぜられた。(同年十二月十二日附け下知状、同月十八日附け施行、同月二十一日附け遵行)又文安元年五月十三日、幕府は摂津国散在の商人が自由に油木を立てゝ新儀の商買をすることを禁じ、(同日附け畠山徳本施行)同三年三月二十日、摂津国西成郡の土民に対しても同様の禁令を出している。これ等の沿革を考えると、摂津国は一円が、山崎座の油売買圏内にあったとは考えられないが、相当の範囲が其の独占するところであつたらう。播州方面ではさきに述べた中津川方百姓権左近二郎等の当社神人の集荷を奪つた事件につき、応永十八年幕府は佐用郡中津河以下の商人に対し、山崎の油商買を妨ぐべからざることを令し、去年抑留した胡麻三石余をかの神人に返附すべきことを令し、同時に播磨の胡麻売買は山崎神人に任せ、違乱すべからざることを令した。同二十三年又播磨国住胡麻商売の事を神人等に保証した。又文安元年播磨国散在の商人等油木を立て恣に商買することを禁じた。又翌同三年佐用郡中津河新宿以下の土民の非分の商買を禁じた。

備前方面は守護の關係により、播磨と同時に処理されることもあつ

## 油座について

た。応永二十一年八月九日附け赤松大膳大夫入道宛て御教書に拠れば、両国内に於ては被官人(守護の被官なるべし)小川新左衛門入道が胡麻を押取り、買得して居り、此の時それを禁止した。そして押取の胡麻を神人等に返却せしめ、且つ向後に於ては「分国油者不可被召上」と令した。ついで翌年改めて播磨の神人の胡麻商買を保証すると同時に、備前に於けるそれを保証して居る。察するところ備前及び播磨の一部に於ては、守護所自ら油座を有して、油の専買をして居たらしむと思われる。山崎座はそれと衝突したのであらう。

阿波国に於ては吉野河筋が問題となつた。嘉暦元年以来公武の下知、并に国宣に依て同河上の諸関が神人の住胡麻を押取することを禁じた。然るに同国柿原四郎入道笑三、船房并に国衛の雜掌以下依然として改めず、元徳元年十一月二日六波羅施行に依てこれを嚴禁した。応安六年八月十日細川頼之の奉書に拠れば、阿波国住胡麻商買の違乱及び吉野河河上諸国の煩いを、石清水八幡の檢校より幕府に訴ふる所があつた。これに対して住胡麻「売買」を保証し、関津の煩いを禁じた。こゝに始めて同国内に於ける住胡麻売買を認められたのである。ついで応永十八年九月幕府は阿波国南北河上の諸関の煩いを禁じた。こゝに吉野河と指定してないところから、同国の他の河上の所関に於ても同じ権限を認めることになつたと思われる。又此の時、特に住胡麻等に於て「盜買」することを堅く禁止した。次に尾張、美濃方面は近江につけて述べるを便とする。

近江方面では応永四年同国小秋散在の土民が恣に住胡麻を売買すると云つて之れを禁じ、油木を破却せしめた。同十六年同国散在の土民が住胡麻を同国より「買越」することを禁じ、商買を同神人に保証した。同

国国外の競争者が買出をして居る様子を察すべきである。ついで文安元年又同国散在の商人等が勝手に油木を立て、新儀の商賈する者があるが、胡麻売買は八幡の「神役」であるからと云って、堅くこれを禁制した。ついで長祿二年に再び同様のことを令したが、その時の幕府の奉書は重要な史実を示して居るので全文を紹介する。

石清水八幡宮 大山崎神人等申、近江国油商売人事、神役致沙汰之輩、相定之處、近年狼非分儀、盜売族在之、可加禁制云々、所詮本商人相共致礼明、任先例、可有成敗、各々有申子細者、速可有注進之由、被仰出候也、仍執達如件  
長祿二年九月十四日（署名、宛名略す）

右の内容を考えるのには尾張美濃方面を合せ考えなければならぬ。尾張については貞治五年九月二十四日附け御教書に、尾張国中野等疏注入（以上三字不可解）孫七左衛門尉并に熱田宮田中の住人右衛門次郎入道宇阿彌以下が往胡麻を売買することを禁じ、急速に子細を究明すべきことを命じて居る。ついで応永に至り、左の如き証文が提出されて居る。事近江方面に關することを伝えて居るから、本文を左に紹介する。

石清水八幡宮 大山崎方、近江国神人等申、在胡麻商売事、自本所御下向間、美濃尾張下、不可致商賈之候、以国中之惣儀、請文仕候上者、雖向後、不可背先規候、仍為後日之状如件

応永十四年四月十日

則 阿（花押）  
吉 阿（花押）

近江、美濃、尾張方面に於ては、右二通の文書に拠り、重要なこの事実が確認される。其の第一、神役即ち当社に対して、一定の課役を支払う者が若干国内に定められて居り、それを「本商人（公認商人の意）」と云った。又暗み商人を盜売商人と云ったらしく、前記諸国の形勢を説いた中にも盜売を禁じた例もあった。其の外非分売買とあったのも盜売買

をさしたものであろう。第二、右の尾張美濃の胡麻売買に關する訴えは「近江国神人等申」とあれば、近江の公認商人を本所より下向の神人と稱したのではなからうか。本所即ち大山崎より直接人を派遣することも勿論多かつたであらう。すでに伊予下向衆については前に述べた。しかし此場合近江から来た本商人が近江国内に於て暗売買を取締ったように尾張国内の売買に關係したのではないか。猶ほ尾張、近江は国中一円の商賈を独占したようである。

山崎の油座は上記の如く商勢を数箇国に張った。これは石清水八幡の絶大な信仰の支配力を背後に負ひ、交通商業上では無比の形勝を占める大山崎、やがて軍事的に活動するようになれば、天下無敵の要害となる大山崎、と云う自然に恵れたことに起因するのである。併しこれ等の人為と自然の利を巧みに生かすような経済組織がなかったら、かくの如く数箇国に跨る無形の油王座を建設することが出来なかつたであらう。ところが其の組織は既存の史料では明かにならない。近江国に於ける右の如き座の組織に關する知識は貴重であつて、恐らくは他の国々に於ても同じような仕組があつたことを想像せしめる。但し西の方は河筋及び海路による集荷運送に便利が多かつたが、そのない東国には特に右の如き下部組織が発達したのかも知れない。

◎(二) 集荷運送と抜荷。諸国散在の胡麻の商賈権によって得られた集荷を無事に山崎に送り届けるには、諸関津の勘過だけでは不十分であり、途上の往来の安全と自由とを圖らなければならぬ。応永二十一年八月九日赤松氏に對し幕府は播磨備前に於て小川新左衛門の妨げにより油運送が堪へ難くなつて居るのを処置すべきことを令している（同日附け御教書）文明八年二月四日国中（何の国か不明）通路の安全を保証して

居る。荷馬や船の往来についても同様に指令して居る。

康正三年九月十六日播磨国那波浦に於ける胡麻負馬の出入を妨げるとを禁じ、同所の胡麻の買取りは山崎神人のものたらしめた（同日附幕府下知状）長祿三年八月三十日幕府は伊予国下向衆に対し、郡中より胡麻を運送する船の事を山崎神人に進退せしむべきこと等を保証した。

（同日附け幕府の下知状）伊予下向衆は神人の集荷物の運送を自由ならしむるために下向したものである。郡中は松山の西南にあり、同国伊予郡地方の重要海駅である郡中（船津ともいう）をさすものであって、其郡の郡中の意ではなからう。文明八年幕府は山崎の荷物以下に対し、所役等を課することを禁じ、荷物以下通路に於て敢て相違あるべからざることを令して居る。

運送に關して神人等の最も警戒したのは上記の如き運送の途中よりも、終着地へ送り込むことであつた。暗みの路線により、暗み油や胡麻が山崎に這入つては、神人座の独占権が侵されることになるからである。文安三年八月十三日幕府は諸国胡麻商賈は当官神人の進止するところであるから、方々から油を運送することを禁じた。（同日附御教書）

永正十四年十二月十五日、大内左京大夫に宛てた御教書には、近年商売人が山崎の油を買わず、或は之れを自専し、或は猥りに方々より運送せしめて居ることを指摘し、被官に下知してこれを嚴禁すべきことを令して居る。文明三年四月五日の制礼には証文并に奉書之旨に任せ、方々よりの油運送を禁ずべしという箇条がある。こうした権限は諸国胡麻商賈の権限を確認した前掲応永二十一年八月十三日附けの將軍義持の御教書に依て保証されている。この暗み油を抜油と云つたらしく、三月五日附け（永祿十三年ならん）某人から大山崎各御中と宛てた文に諸国抜油等

堅固に警固せしめる云々とある。

かくして集荷も亦独占するところとなり、山崎の根拠地では製油をしなければならぬ。勿論地方の本商人が山崎より下向の神人と共同で、之れを地方的に処理して商売に附したのである。山崎で生産されたものは自ら同地の内外で専売されなければならぬが、暗み商いに障げられ、当所（大山崎）の油が売れないと云つて歎くこともあつたことは前に述べた通りである。

◎(ホ) 大山崎お構えの成立。大山崎は前に引用した神人の注進状に云う通り、守護不入の地になつた。それは油神人の拠地があつたが為めか、或は日使神事に奉仕する神人の所在地であつたが為めか、そのいづれでもある。實質的には前書の方に比重はあるようだが、名目上は後者であつた。右の状には、守護不入については、公方代々の証文ありと云つて居るが、此の文書に見る最初の証文を左に示す。

八幡宮大山崎内、東限田明寺、西限水無河、依為日使大神事等重役神人在所、自往古来惣所不動公方課役也、爰以関戸院、号摂州内成、違乱云云、太不可然、早任先例、於山崎者、雖為向後、諸事可停止守護緒者也、就中内殿御燈油在胡麻諸関津料并兵庫舁米以上、固可止其妨状、下知如件

明徳三年十二月廿六日

此の將軍義満の下知状は大山崎が莊園的地区に發展することを説明する最初の文である。そして大山崎という地区を明確にした。又守護不入の特権は日使という「大神事」を担当する「重役神人」の在所であることに由ることを明かにし、「なかんづく」神仏燈油の諸関の勘過を令して居る。「就中」とは云つて居たが、文書の形から考えても、「かねて」申添えるということになる。事の起りは関戸院を摂津国内として摂津国一円の段銭が課せられたことにある。関戸は関門の意であつて、単

に関所というに同じである。古く関戸又は関外と書いたのは宛字である。

う。関戸院は関所の官衙であるか、或は寺でもあったか不明である。

その関戸院が大山崎の極西部の地区名となっていたのであろう。関所は山城に属して居るが、此の地区は摂津国にも跨って居たようである。此の文書に大山崎の西は水無河を限るとあり、此の河は摂津広瀬の中央を南北に流れて淀川に注いで居るから、両国国境近くにあった関戸地区は摂津国内にはみだして居たのであろう。この御教書に先だち、前月二十一日の同御教書には簡単に関戸院段銭のみを停止して居るのであるが、それには山城内なる「関戸院堺」を摂津国内なりと虚構するという様に書いてあり、「堺」というところ極わめて曖昧であって、関戸院地区の一部は摂津にかゝって居たことを物語っている。それが論争点となり、この時大山崎地区の西極を水無河としたのであろう。神人の威力が既定の山城摂津の国境を少しく西に移動させたものだと言ってもよい。「お構」というのは此の地区のことである。これより後、明応七年二月十二日、幕府は関戸院棟別銭免除のことを令し、更らに天文の頃のものかと思われる二月七日附け宗益より薬師寺備後守外一人に宛てた書状にも、同様のことが伝えられている。関戸院が地区として所屬が曖昧であるところから、長く問題が遺ったのであろう。

大山崎の荘園的存在たることを促進したのは神人組合が日使神事の遂行と燈明油管理の二筋道を推進したからである。而して組合を経済的団体たる油座としての機能を拡大せしめたものは燈油管理であるが、日使という「大神事」を遂行する「重役」をもって居たことが、其の機能を発展せしめるに役立って居る。本考では山崎神人組合が、油座としての活動を考えるのが主であるが、其の前に彼れ等の根拠地である大山崎が

特種の地区として発展したことを考えたい。

大山崎が公家武家不入地として承認を与えられたのは、神人の支配者石清水本社であることは勿論である。然らば八幡本社が此の守護不入地を支配したのかというところではない。山崎は本社の所領でも荘園でもないから、それに関連する法的文書は此の文書にもない。八幡本社が支配したのは其の管下にある神人だけである。されば諸役免除も初めは神人に対して保証されたのである。地区として不入地となる明徳三年より十数年前の、永和四年八月十三日附け綱旨に拠れば、「紺、紫、薄打、酒、麴等諸業商売方雑公事」は今度所（大山崎）より注進せられた名帳の人数だけが免除されたのである。此の人数は恐らく神人に限られて居たであらう。而して明徳三年の之等神人の所在地として大山崎地区が設定され、同地区の神人がこれを支配したのであろう。かくして神人を支配する八幡本社が此の地区の領有者であるが如き形となり、法的な裏附のない、名目的神領がこゝに出現した。明応七年二月十七日附け関戸院棟別銭免除の御教書にこゝを「八幡宮御興座以来の神領」とあり、永正五年四月九日の制札には「石清水八幡宮領城州大山崎」とあり、毎度の徳政にも、天下一同の徳政（永正十七）たりとも、神領たる間、一人も之れに応ぜざるべきことを令して居る。

応仁以後急速に治安が乱れ、永正五年大内氏の京都支配の頃から、洛中洛外の警備が全く乱れ、幕府の支配力の交代がはげしくなり、制札の廃立も繁くなった。其の制札面のお構を号して「大山崎惣庄」（大永七、天文十八）「大山崎庄」（天文十五）とある。これも法的処置のない荘園で、形式から云えば八幡社の荘園ということになる。八幡本社にとって、所領と云っても、荘園と云っても虚名である。而して本社からは虚

名である其の名の成立する頃から、山崎神人が支配の実力を有する者となったのである。離宮八幡文書の中で公武の文書では「当社檢校法印御房」とあてたるもの四通「八幡同」とあてたるもの四通「当宮同」とあてたるもの四通「当社同」「八幡宮社務」とあてたるもの各一通、以上は多く写しではなく本書であるから、本社から山崎神人に回附されたものであろう。又宛名のない武家の公文書で、当然本社に宛てたと思われるものも、数十通多くは写しではなく。本書であるから、之れ等も本社から山崎人神に回附されたものと見なければならず、こうした点から見て、八幡本社は虚仮であり、神人が実体であったことを証明して居る。神人等は油座の親子として始めて其の生命が成長したのであるから、神人の支配ということは座の支配ということである。故に大山崎というお構えは座の領地であるという結論に達する。別に述べるように座は武功により、兵糧科所を与えられたり、莊園の領家職に補せられて居るのであるから、自らお構地を所有したと云っても不思議はないのである。

◎（ハ）座の一揆的変性。 神人座が油座として広大な経済圏を運営した其の内部組織を知りたいが、一向に分明でない。必ずや座の指揮者である座親という式のものがあったと思うが、それが第一分らない。足利尊氏の時代高階某奉行の奉書の宛名に「山崎八幡宮神人関戸山城守」とある。又山崎神人中に代官又は神人代と称せられるものがあつた。文明三年十月十七日附け幕府奉行入下知状に当八幡の宮寺新善法寺領紀州和佐莊を兵糧科所として山崎神人に宛てられ、沙汰を彼の「代官」に付すべしとある。又同年十二月十九日、大山崎の住人市庭三郎五郎と同藤九郎次郎の二人が胡麻を留置くこと（暗み商売）あつて成敗せられるや、二

人は逐電して終つた。そこで二人の小屋（住居）を神人代に渡し付くべきよう令せられた。この代官又は神人代は同じものであり、さきの関戸山城守と号した者は此の格の者かと思われる。又康安二年の打渡状に清水八幡領播磨国松原莊の領家職について沙汰を社家（山崎神人）雜掌に付すとあり、又康正三年九月十六日附け、播磨那波浦の油売買は大山崎神人をして行わしめる状には「山崎神方雜掌」と宛てゝある。此の文書の中には外にも同例があり、又「大山崎雜掌」とあるものもまゝある。文明頃の文書で政則署名の書状あり、「大山崎宿表」とあてゝある。宿表、雜掌、代官等如何なる差別があるものか、何れも指導者の名目であろうが、之れ等に該当する者の人名の明かなのは右の関戸山城守一人だけである。箱崎八幡の油座の座親奥堂家の如き者はこゝには居ない。共同体性が頗る強いようである。そして応仁前後になると組神人即ち座子に准すべきものゝ外大山崎というお構中の土民をも網羅するようになった。これは漸く軍事に関係するようになったことに起因するものが多い。此の文書の中、軍事関係の文書としては、明德二年（元中八年）南北朝合一の儀あるを機会に、楠木、和田氏等が活動を開始する際幕府は大山崎に下知して、「近所近郷」を相催し、路次の閉塞を命じた。これが此の文書にあらわれる最初の軍事関係の書類である。書中には山崎神人、地下人相催しとある。この後応仁前後、京都に於ける東西両陣營の対立の間に介在して、頻りに武力に携わるようになり、交換の文書も数十通に達している。「大山崎神人中」或は「同神方御中」など宛てたるもの数通あり、「同地下衆」と特に土民宛てのものも数通ある。神人、地下を兼ね含めたような宛名「同物中」「同面々中」「同衆中」「同住人」「大山崎中」などあるものが多く、特に多いのは「同諸

侍中」とあてたもの十通に及んでいる。勿論侍という名は神人地下を別かたない名で、専ら武力に携わるものをさしている。今や下克上といふ、闇黒という時代、それ／＼割拠して自衛を構ぜざるを得ない時勢となった。そして余りにも広く拡大され当油座の交易圏が寸断され、且つ圧迫され、大山崎という座の根本地区に楯籠らざるを得ざるようになり、封建的勢力と軍事的に交渉するようになったのも止むを得ざる自衛の策であり、こゝに著しく一揆性を發揮せざるを得なくなった。しかも其の総指揮者らしい者がなく、文明長享の加賀一揆にも目ぼしき指揮者の名が殆んどあらわれないのと似て居る。そして天文の初め頃から、大阪の一向一揆と交渉するようになったようである。こゝで常識で考えても、離宮八幡が中心になって指揮を執ったように考えられるのである。不思議に今まで述べた諸考の中に、それが一度も出なかったのである。直接には離宮八幡が此の文書の中でたゞ一度出て来る。それは細川勝元から山名弾正（宗全ならん）に宛てた書状に、日使頭役の事で度々示されたことにつき、来る八月十六日「離宮神前」に於て「湯起請」を以て落居せしめたいという一事である。此の座関係の重要文書も、離宮八幡の文書として遺つて居るのである。此の点更らに考えなければならぬ。既に愚稿の制限頁数をはるかに出ているので、まだ／＼考えたい事もあるが、今それ等の事の委細を尽せぬ。（終）